

よくある質問 Q&A

～建物調査・再生提案～

Q 申請書類の提出先はどこですか？

A 建物調査・再生提案の申請書は、ひょうご住まいサポートセンターにご提出ください。申請様式は、ひょうご住まいサポートセンターのHPに掲載されています。

ひょうご住まいサポートセンター：<https://support.hyogo-jkc.or.jp/project/support/preserve.html>

Q 建物調査はいつ頃実施されますか？

A 建物調査は、申請いただいたものから随時、審査の上採択し、専門家派遣を行います。

～改修工事費補助～

Q 地域交流施設等とは？

A 地域活動又は交流の拠点、宿泊体験施設、店舗等の地域活性化に資する用途に供する施設のことです。地域交流施設等又は、歴史的景観形成地区等において賃貸住宅として活用する場合は補助の対象となります。

Q 申請書類の提出先はどこですか？

A 古民家の存する市町担当窓口へご提出ください。

Q 自主提案とは？

A 自主提案とは、専門家等が作成した事業計画で、再生提案と同等以上であると認められるもののことです。自主提案は所定の様式にて提出してください(要領様式第5号)。

Q 改修工事費補助の審査にはどれくらいの期間がかかりますか？

A 申請書類一式が県に到着してから、2週間～1ヶ月ほどお時間をいただいています。申請書類ご提出前に、兵庫県住宅政策課にご相談いただくと、比較的スムーズです。

Q 補助対象経費とは？

A 古民家を地域交流施設等または賃貸住宅として活用するために必要な「工事に要する費用」のうち、外構工事に要する費用及び、電力・下水道又は浄化槽に係る申請手続き又は検査に要する費用を除いた費用です。エアコンや照明等の設備は、天井に埋め込み式のエアコン等、建物と一体となった設備に係る費用のみ、補助対象としています。

Q 一定の耐震性の確保するものとは？

A 改修後において「古民家再生促進支援事業実施要領」の別表第一に定める耐震基準を満たすものとして、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士の確認を受けたもの又は、その他の措置により改修建築物の利用者等の安全が確保されたもののことです。交付申請時に、建築士により作成された、「耐震性能確認書(要領様式第3号)」を提出していただきます。

Q 併用住宅とする場合は補助対象になりますか？

A 併用住宅として再生する場合は、住宅部分を除いた、地域交流施設等又は賃貸住宅(歴史的景観形成地区等のみ)として活用される部分のみが補助対象となります。